

生分解性マルチ・多年張被覆資材導入支援事業 令和8年度の申請について



令和8年度申請分からの変更点についてお知らせします。

昨年度からの変更点① 補助率

・生分解性マルチ，多年張被覆資材の普及促進を図るため，以下の通り変更します。

（変更前）1／2以内

（変更後）3／10以内（上限20万円）

昨年度からの変更点② 対象期間

・令和7年度の申請内容を踏まえ，以下の通り変更します。

（変更前）申請年度の4月1日から翌1月末日までに購入し，納品まで完了したもの



（変更後）当該申請年度に収穫する作物に使用するために購入したもので，発注日，請求日，領収日，納品日のいずれかが前年度の1月1日から当該年度の12月末日までに該当するもの。



※ 手続きの流れ，注意事項等は裏面をご覧ください。

手続きの流れ

※ 要望書はすでに提出いただいております。

※ 提出時から数量等に変更があった場合のみ9月30日までに事務局まで連絡をお願いします。

- ① 補助金交付申請書兼請求書、関係書類の提出 1月31日締切
- ② 補助金の支払い 3月以降
- ③ 導入効果の報告 翌年度

必要な書類

補助金交付申請書兼請求書に以下の関係書類を添えて、郵送、窓口、メールにて申請してください。（JAから購入している方は、JAがとりまとめて提出しますので、各営農経済センターまでお問合せください。）

- ・カタログ等の写し（製品名、規格等がわかるもの）
- ・請求書または領収書、納品書の写し
- ・作付け面積がわかるものの写し（耕作証明書、青色申告書等）
- ・団体等で申請する場合は対象者名簿
- ・振込口座の通帳の写し など

注意事項

- ・市内の圃場で販売用の農作物に対し、年度内に使用する分量が対象です。
- ・多年張被覆資材は、外張資材の天井・サイド部分の張替が対象、また、既存の被覆資材より長期間かつ耐用年数3年以上の被覆資材を対象とします。
- ・生分解性マルチは、各圃場1作目の作付に必要となる分量が対象です。また、日本バイオプラスチック協会が運営する生分解性プラ識別表示制度において、安全性・生分解性に係る基準を達成している製品が対象です。
- ・分解途中のマルチが飛散しないようご留意願います。
- ・メールで提出する場合は、タイトルに「生分解性マルチ・多年張被覆資材補助」と記載してください。

※当初の申請内容から変更があった場合は9月30日までに事務局まで連絡をお願いいたします。

問合せ・提出先

宇都宮市農業技術高度化研究会事務局（宇都宮市農林生産流通課内）
〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5 TEL：632-2457
e-mail：u2320@city.utsunomiya.tochigi.jp